

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の十二第一項第二号ロ及び第二項第二号ロ、別表第二号第12の6(2)コ及び第12の6(3)オ並びに別表第三号17(3)の規定に基づき、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の技術的条件を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、三・六GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件

1 設備規則第四十九条の六の十二第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置

(ア) 空中線端子（測定に用いることができる端子をいう。以下この項において同じ。）があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用しない送信装置にあつては、次の表の上

(案)

欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅あたりの各空中線端子における平均電力が、搬送波の電力よりも四四・二デシベル（チャンネル間隔が二〇MHzを超えるものにあつては四三・八デシベル）以上低い値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅あたりの平均電力が（一）一三dBm（電力の一ミリワットに対する比をデシベルで表したものをいう。以下同じ。）以下の値であること。

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注)	周波数幅 (MHz)
一〇	一〇	九・三六
二〇	二〇	九・三六
一五	一五	一四・二二
	一五	一四・二二
二〇	二〇	一九・〇八
	二〇	一九・〇八
三〇	三〇	二八・八
	三〇	二八・八
	六〇	二八・八
四〇	四〇	三八・八八
	四〇	三八・八八

(案)

				九〇		八〇		七〇		六〇		五〇	
	二〇〇	一〇〇	一八〇	九〇	一六〇	八〇	一四〇	七〇	一二〇	六〇	一〇〇	五〇	八〇
九八・二八	九八・二八	八八・二	八八・二	七八・一二	七八・一二	七八・一二	六八・〇四	六八・〇四	五八・三二	五八・三二	四八・六	四八・六	三八・八八

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

(イ) 空中線端子があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用する送信装置にあつて

は(ア)の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅あたりの全空中線端子の平均電力の総和が、搬送波の電力よりも四四・二デシベル(チャンネル間隔が二〇MHzを超えるものにあつては四三・八デシベル)以上低い値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅あたりの平均電力が(一)一三dBmに10log<sub>10</sub>N(Nは、一つの搬送波を構成する無線設備の数又は八のいずれか低い値とする。以下同じ。)を加えた値以下の値であること。

(ウ) 空中線端子がなく、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用する送信装置にあつては、(ア)の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅あたりの平均電力の総和が、搬送波の電力よりも四三・八デシベル以上低い値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅あたりの平均電力が(一)四dBm以下の値であること。

イ 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置

(ア) 同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数及び最も低い周波数より低い周波数における隣接チャンネル漏えい電力の許容値

複数の搬送波を送信した状態で、同時に送信する搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数及び最も低い周波数における隣接チャンネル漏えい電力につ

(案)

いては、アに定める許容値を適用する。この場合において、同ア中「搬送波の電力よりも四四・二デシベル（チャンネル間隔が二〇MHzを超えるものにあつては四三・八デシベル）以上低い値」とあるのは、当該最も高い周波数の搬送波を適用した場合には「当該最も高い周波数の搬送波の電力よりも四四・二デシベル（チャンネル間隔が二〇MHzを超えるものにあつては四三・八デシベル）以上低い値」と、当該最も低い周波数の搬送波を適用した場合には「当該最も低い周波数の搬送波の電力よりも四四・二デシベル（チャンネル間隔が二〇MHzを超えるものにあつては四三・八デシベル）以上低い値」とする。

(イ)

A 空中線端子があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用しない送信装置にあつては、次の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔及び同表の二の欄に掲げる間隔周波数に  
 応じ、同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の四の欄の  
 周波数幅あたりの平均電力が同表の五の欄に掲げる隣接チャンネル漏えい電力の許容値以  
 下の値又は当該周波数幅の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三  
 dBm以下の値であること。

一	チャンネル間隔 (MHz)	二	間隔周波数 (MHz) (注1)	三	離調周波数 (MHz) (注2)	四	周波数幅 (MHz)	五	隣接チャンネル漏えい電力の許容値
---	------------------	---	------------------------	---	------------------------	---	---------------	---	------------------

(案)

二〇以下（他の搬送波のチ	二〇以下（他の搬送波のチャンネル間隔が二〇MHz以下の場合）							二〇以下（他の搬送波の
	五以上一〇未満	二〇以上		一五以上二〇未満		一〇を超え一五未満		五以上一〇以下
二・五	七・五	二・五	七・五	二・五	七・五	二・五	二・五	
四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	
注3) (一) 四四・二dBc	注4) (一) 四四・二dBc	注4) (一) 四四・二dBc	注3) (一) 四四・二dBc	注4) (一) 四四・二dBc	注3) (一) 四四・二dBc	注3) (一) 四四・二dBc	注3) (一) 四四・二dBc	

(案)

○ MHz を超える	ネル間隔が二	搬送波のチャ	二〇超 (他の					二〇 MHz を超える場合)	ヤネル間隔が一〇以上四五未
				下	二〇以上四〇以	五〇以上	満		
未満	四〇を超え六〇								
一〇	一〇	七・五	二・五	七・五	二・五	七・五	二・五	二・五	
一九・〇八	一九・〇八	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	
注3)	(一) 四三・八 dBc	注4)	(一) 四四・二 dBc	注3)	(一) 四四・二 dBc	注4)	(一) 四四・二 dBc	注3)	(一) 四四・二 dBc

(案)

場合)		二〇超(他の搬送波のチャネル間隔が二〇MHz以下の場合)		二〇以上三〇未満		三〇以上四〇未満		四〇以上五〇未満		満	
三〇	六〇以上八〇未満	三〇	八〇以上	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
一九・〇八	一九・〇八	一九・〇八	一九・〇八	一九・〇八	一九・〇八	一九・〇八	一九・〇八	一九・〇八	一九・〇八	一九・〇八	一九・〇八
(一) 四三・八 dBc (注3)	(一) 四三・八 dBc (注4)	(一) 四三・八 dBc (注3)	(一) 四三・八 dBc (注4)	(一) 四三・八 dBc (注4)	(一) 四三・八 dBc (注4)	(一) 四三・八 dBc (注3)	(一) 四三・八 dBc (注4)	(一) 四三・八 dBc (注4)	(一) 四三・八 dBc (注4)	(一) 四三・八 dBc (注4)	(一) 四三・八 dBc (注4)



(案)

	五〇以上		
	一〇	一九・〇八	注3) (一) 四三・八 dBc (
三〇	一九・〇八	注4) (一) 四三・八 dBc (	

注1 低い周波数の搬送波の送信周波数帯域の上端から近接する高い周波数の搬送波の

送信周波数帯域の下端までの差の周波数をいう。

2 低い周波数の搬送波の送信周波数帯域の上端又は高い周波数の搬送波の送信周波数帯域の下端から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心までの差の周波数をいう。

3 dBc は、隣接チャンネル漏えい電力の搬送波電力（低い周波数の搬送波の電力及び高い周波数の搬送波の電力の和とする。）に対する比をデシベルで表したものである。

4 dBc は、隣接チャンネル漏えい電力の搬送波電力（低い周波数の搬送波又は高い周波数の搬送波のうち、離調周波数を起点とした周波数が属する搬送波の電力とする）

）に対する比をデシベルで表したものとする。

B 空中線端子があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用する送信装置にあつては、Aの表の一の欄に掲げるチャンネル間隔及び同表の二の欄に掲げる間隔周波数に応じ、同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の四の欄の周波数幅あたりの平均電力が同表の五の欄に掲げる隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下の値又は当該周波数幅の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBmに $10\log_{10} N$ を加えた値以下の値であること。

C 空中線端子がなく、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用する送信装置にあつては、Aの表の一の欄に掲げるチャンネル間隔及び同表の二の欄に掲げる間隔周波数に応じ、同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の四の欄の周波数幅あたりの平均電力が同表の五の欄に掲げる隣接チャンネル漏えい電力の許容値（チャンネル間隔が二〇MHz以下のもにあつては、五の欄に掲げる隣接チャンネル漏えい電力の許容値に〇・四デシベルを加えた値）以下の値又は当該周波数幅の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）四dBm以下の値であること。

(2) 陸上移動局の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置

(案)

次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅あたりの平均電力が、搬送波の電力よりも二九・二デシベル以上低い値又は(一)五〇dBm以下の値であること。

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注)	周波数幅 (MHz)
一〇	一〇	九・三七五
一五	一五	一四・二三五
二〇	二〇	一九・〇九五
四〇	四〇	三八・八九五
五〇	五〇	四八・六一五
六〇	六〇	五八・三五
八〇	八〇	七八・一五
九〇	九〇	八八・二三
一〇〇	一〇〇	九八・三一

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

イ 隣接する複数の搬送波を同時に送信する送信装置

(案)

それぞれの搬送波について、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅の周波数範囲あたりの平均電力が、隣接する複数の搬送波の電力の総和よりも二九・二デシベル以上低い値又は(一)五〇dBm以下の値であること。

チャンネル間隔 (MHz) (注1)	離調周波数 (MHz) (注2)	周波数幅 (MHz)
一一〇	一一〇	一〇九・三七五
一二〇	一二〇	一一九・〇九五
一三〇	一三〇	一二八・八一五
一四〇	一四〇	一三八・八九五
一五〇	一五〇	一四八・六一五
一六〇	一六〇	一五八・三五
一八〇	一八〇	一七八・一五
二〇〇	二〇〇	一九八・三一

注1 隣接する複数の搬送波を一体とみなした場合のチャンネル間隔とする。

2 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

ウ 隣接しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

それぞれの搬送波において、アの許容値を適用する。ただし、各搬送波の送信周波数帯域の間の間隔が、それぞれの搬送波のいずれかの占有周波数帯幅より狭い場合、当該間隔内において本規定を適用しない。

2 設備規則第四十九条の六の十二第一項第二号口の総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の相互変調特性は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置又は隣接しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

(ア) 空中線端子のある送信装置のうち、三・六 GHz を超え四・一 GHz 以下の周波数の電波を使用するもの

希望波を定格出力で送信した状態で、搬送波の送信周波数帯域の上端又は下端から五 MHz、一五 MHz 及び二五 MHz だけ離れた妨害波（帯域幅が一〇 MHz の変調波とする。）を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

(イ) 空中線端子のある送信装置のうち、四・五 GHz を超え四・九 GHz 以下の周波数の電波を使用

するもの

希望波を定格出力で送信した状態で、搬送波の送信周波数帯域の上端又は下端から二〇MHz、六〇MHz及び一〇〇MHzだけ離れた妨害波（帯域幅が四〇MHzの変調波とする。）を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

(ウ) 空中線端子のない送信装置のうち、三・六GHzを超え四・一GHz以下の周波数の電波を使用するもの

希望波を定格出力で送信した状態で、搬送波の送信周波数帯域の上端又は下端から五MHz、一五MHz及び二五MHzだけ離れた妨害波（帯域幅が一〇MHzの変調波とする。）を、基地局から〇・一メートル離れた場所に並列設置した空中線（空中線高は基地局のアクティブフェーズドアレイアンテナと同等とする。）から希望波の総合放射電力と同等の出力で輻射した場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

(エ) 空中線端子のない送信装置のうち、四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するもの

希望波を定格出力で送信した状態で、搬送波の送信周波数帯域の上端又は下端から二〇MHz、六〇MHz及び一〇〇MHzだけ離れた妨害波（帯域幅が四〇MHzの変調波とする。）を、基地局から〇・一メートルだけ離れた場所に並列設置した空中線（空中線高は基地局のアクティブフェーズドアレイアンテナと同等とする。）から希望波の総合放射電力と同等の出力で輻射した場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

イ 隣接する複数の搬送波を同時に送信する送信装置

同時に送信する複数の搬送波のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波について、ア(ア)からエ(エ)までの許容値以下であること。

(2) 陸上移動局の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置又は隣接しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

希望波を定格出力で送信した状態で、次の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた無変調の妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた場合において、同表の三の欄に掲げる周波数幅あたりに発生する相互変調波の平均電力が、同表の四の欄に掲げる相互変調波の電力の許容値以下であること。

(案)

一	二	三	四
チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注1)	周波数幅 (MHz)	相互変調波の電力の許容値 (dBc) (注2)
一〇	一〇	九・三七五	(一) 二九
一五	一五	九・三七五	(一) 三五
二〇	二〇	一四・二三五	(一) 二九
二〇	二〇	一四・二三五	(一) 三五
四〇	四〇	一九・〇九五	(一) 二九
四〇	四〇	一九・〇九五	(一) 三五
五〇	五〇	三八・八九五	(一) 二九
五〇	五〇	三八・八九五	(一) 三五
六〇	六〇	四八・六一五	(一) 二九
六〇	六〇	四八・六一五	(一) 三五
八〇	八〇	五八・三五	(一) 二九
八〇	八〇	五八・三五	(一) 三五
八〇	八〇	七八・一五	(一) 二九



(案)

			一六〇	七八・一五	(一)三五
九〇	九〇	一八〇	八八・二三	(一)二九	
一〇〇	一〇〇	八八・二三	九八・三一	(一)三五	
	二〇〇	九八・三一	(一)二九		
		九八・三一	(一)三五		

注1 離調周波数は、希望波の送信周波数帯域の中心周波数から無変調の妨害波の中心周波数までの差の周波数とする。

2 dBcは、希望波の定格出力に対する比をデシベルで表したものとす。

イ 隣接する複数の搬送波を送信する送信装置

それぞれの搬送波について、希望波を定格出力で送信した状態で、次の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた無変調の妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた場合において、同表の三の欄に掲げる周波数幅あたりに発生する相互変調波の平均電力が、同表の四の欄に掲げる相互変調波の電力の許容値以下であること。

一	チャンネル間隔 (MHz)	二	離調周波数	三	周波数幅 (MHz)	四	相互変調波の電力の
---	---------------	---	-------	---	------------	---	-----------

(案)

		(MHz) (注1)				許容値 (dBc) (注2)	
一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一〇九・三七五	(一) 二九		
一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一〇九・三七五	(一) 三五		
一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一一九・〇九五	(一) 二九		
一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一二八・八一五	(一) 三五		
一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一三八・八九五	(一) 二九		
	二八〇	二八〇	二八〇	一三八・八九五	(一) 三五		
	二六〇	二六〇	二六〇	一四八・六一五	(一) 二九		
	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一四八・六一五	(一) 三五		
一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一五八・三五	(一) 二九		
	三二〇	三二〇	三二〇	一五八・三五	(一) 三五		
一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一七八・一五	(一) 二九		
	三六〇	三六〇	三六〇	一七八・一五	(一) 三五		

二〇〇	二〇〇	一九八・三一	(一) 二九
四〇〇	四〇〇	一九八・三一	(一) 三五

注1 離調周波数は、希望波の送信周波数帯域の中心周波数から無変調の妨害波の中心周波数までの差の周波数とする。

2 dBcは、希望波の定格出力に対する比をデシベルで表したものとす。

3 設備規則第四十九条の六の十二第一項第二号口の総務大臣が別に告示する無線局の送信装置のフレーム長は、一〇ミリ秒であることとし、フレームを構成するサブフレーム長は一ミリ秒（一〇サブフレームで一フレーム）であること。また、スロット長は、一ミリ秒、〇・五ミリ秒又は〇・二五ミリ秒のいずれかであること。

4 設備規則別表第二号第12の6(2)コの総務大臣が別に告示する陸上移動局の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いて隣接する複数の搬送波を送信する場合における当該送信された複数の搬送波の全平均電力の九九パーセントが含まれる周波数の幅は、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔の総和に依り、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

チャンネル間隔の総和 (MHz)	周波数 (MHz)
一一〇	一一〇
一二〇	一二〇

一三〇	一三〇
一四〇	一四〇
一五〇	一五〇
一六〇	一六〇
一八〇	一八〇
二〇〇	二〇〇

5 設備規則別表第三号 17(3)の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容

値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

ア 空中線端子があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用しない送信装置

次の表の上欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について

同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

離調周波数 (MHz)	不要発射の強度の許容値
〇・〇五以上五・〇五未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 $- 5.2 - 1.4 \times (\Delta f - 0.05) \text{ dBm}$

	$\Delta f$ は、送信周波数帯域の端(不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。)から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数(MHz)とする。
五・〇五以上一〇・〇五未満	任意の一〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・二 dBm以下の値
一〇・〇五以上	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三 dBm以下の値

注1 基地局が使用する周波数帯(三・六 GHzを超え四・一 GHz以下又は四・五 GHzを超え四・九 GHz以下の周波数帯をいう。)の端から四〇 MHz未満の周波数帯に限り適用する。

- 2 離調周波数は、送信周波数帯域の端(不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。)から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。
- 3 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子において不要発射の強度の許容値を適用する。
- 4 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、次のとおりとする。
  - (1) 同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数及び

最も低い周波数より低い周波数における不要発射の許容値については、当該最も高い周波数の搬送波及び最も低い周波数の搬送波に応じたこの表の許容値を適用する。

- (2) 同時に送信する複数の搬送波の間において、当該搬送波のうち一の搬送波の送信周波数帯域の端から一〇 MHz 未満の周波数範囲（当該周波数範囲の上端及び下端の周波数以外に同時に送信する搬送波の送信周波数帯域の周波数を含まないものに限る。）においては、当該周波数範囲に接する各搬送波に関するこの表の許容値の総和を適用し、同時に送信する搬送波の間において、全ての搬送波の送信周波数帯域の端から一〇 MHz 以上離れた周波数範囲においては、任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）一三 dBm 以下とする。

イ 空中線端子があり、アクティブフェーズドアンテナを使用する送信装置

全空中線端子における不要発射の強度の総和に対し、アの許容値値に  $10 \log N$  を加えた値を適用する。

ウ 空中線端子がなく、アクティブフェーズドアンテナを使用する送信装置

離調周波数が一〇・〇五 MHz 未満の場合にあつては、アの許容値に九 dB を加えた値を適用することとし、離調周波数が一〇・〇五 MHz 以上の場合にあつては、アの許容値に八・八 dB を加

えた値を適用する。

(2) 陸上移動局の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置又は隣接しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

チャンネル間隔(MHz)	離調周波数(MHz) (注1)	不要発射の強度の許容値
一〇	一未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一六・二dBm以下の値
	一以上五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)八・二dBm以下の値
	五以上一〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・二dBm以下の値
	一〇以上一五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二三・二dBm以下の値
一五	一未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力

(案)

四〇	一未満	二〇以上二五未満	五以上二〇未満	一以上五未満	一未満	二〇	一五以上二〇未満	五以上一五未満	一以上五未満	力が(一)一八・二dBm以下の値
		任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二三・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)八・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一九・二dBm以下の値			任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二三・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二一・二dBm以下の値	



(案)

六〇	一未満	五〇以上五五未満	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)二三・二 dBm以下の値
		五以上五〇未満	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・二 dBm以下の値
五〇	一未満	一以上五未満	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)八・二 dBm以下の値
		四〇以上四五未満	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)二三・二 dBm以下の値
		五以上四〇未満	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・二 dBm以下の値
		一以上五未満	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)二三・二 dBm以下の値
		一未満	任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)二二・二 dBm以下の値
		一未満	任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)二二・二 dBm以下の値

(案)

<p style="text-align: center;">八〇</p>	<p style="text-align: center;">一未満</p>	<p>力が(一)二二・二 dBm 以下の値</p>
<p style="text-align: center;">八〇</p>	<p style="text-align: center;">一以上五未満</p>	<p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)八・二 dBm 以下の値</p>
<p style="text-align: center;">八〇</p>	<p style="text-align: center;">五以上八〇未満</p>	<p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)一一・二 dBm 以下の値</p>
<p style="text-align: center;">八〇</p>	<p style="text-align: center;">八〇以上八五未満</p>	<p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)一二・二 dBm 以下の値</p>
<p style="text-align: center;">九〇</p>	<p style="text-align: center;">一未満</p>	<p>任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)二三・二 dBm 以下の値</p>

										一〇〇
	一〇〇以上一〇五未満	平均電力が(一)二三・二dBm以下の値		一未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二二・二dBm以下の値			一以上五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)八・二dBm以下の値	
	一〇〇以上一〇五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二三・二dBm以下の値		五以上一〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・二dBm以下の値			九〇以上九五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・二dBm以下の値	
	一〇〇以上一〇五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二三・二dBm以下の値		五以上九〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・二dBm以下の値			一以上五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)八・二dBm以下の値	
	一〇〇以上一〇五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二三・二dBm以下の値		九〇以上九五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・二dBm以下の値			一以上五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)八・二dBm以下の値	
	一〇〇以上一〇五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二三・二dBm以下の値		一〇〇以上一〇五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・二dBm以下の値			一〇〇以上一〇五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)八・二dBm以下の値	

注1 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る）。

）から不要発射の強度の測定帯域の端（送信周波数帯域に近い端に限る。）までの差の周波数とする。

2 隣接しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、次のとおりとする。

(1) 同時に送信する搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数及び最も低い周波数より低い周波数における不要発射の許容値については、当該最も高い周波数の搬送波及び最も低い周波数の搬送波に応じたこの表の許容値を満たすこと。

(2) 同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、各搬送波に関するこの表の許容値（複数の搬送波のうち、一の搬送波の不要発射の強度の測定帯域と他の搬送波の不要発射の強度の測定帯域が重複する場合にあつては、当該一の搬送波に応じたこの表の許容値又は当該他の搬送波に応じたこの表の許容値）を満たすこと。ただし、不要発射の強度の測定帯域が他の搬送波の送信周波数帯域と重複する場合にあつては、当該重複する帯域において規定を適用しない

イ 隣接する二の搬送波を同時に送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を

(案)

満たすこと。

一一〇	チャネル間隔 (MHz) (注1)	一一〇	離調周波数 (MHz) (注2)	不要発射の強度の許容値
一未満	一未満	一未満	一未満	任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)二二・二 dBm以下の値
	一以上五未満	一以上五未満	一以上五未満	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)八・二 dBm以下の値
	五以上一一〇未満	五以上一一〇未満	五以上一一〇未満	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・二 dBm以下の値
	一一〇以上一一五未満	一一〇以上一一五未満	一一〇以上一一五未満	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)二三・二 dBm以下の値

(案)

	一以上五未満	下の値
五以上一二〇未満	一以上五未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)八・二 dBm 以下の値
一二〇以上一二五未満	一未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)二三・二 dBm 以下の値
一三〇	一以上五未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)八・二 dBm 以下の値

(案)

		一四〇	
	五以上一三〇未満	一三〇以上一三五未満	一未満
一四〇以上一四五未満		一以上五未満	
	五以上一四〇未満		
任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅に	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅に	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅に	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅に
dBm以下の値	dBm以下の値	dBm以下の値	dBm以下の値
おける平均電力が(一)一一・	おける平均電力が(一)一一・	おける平均電力が(一)八・二	平均電力が(一)二二・二dBm以下の値
二	二		
おける平均電力が(一)二三・	おける平均電力が(一)二三・		
任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅に	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅に	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅に	任意の三〇kHzの帯域幅における
dBm以下の値	dBm以下の値	dBm以下の値	平均電力が(一)二二・二dBm以下の値

(案)

一六〇										
一未満	一未満	一五〇以上一五五未満	五以上一五〇未満	一以上五未満	一未満					
任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 二二・二 dBm 以下の値	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 二三・二 dBm 以下の値	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一一・二 dBm 以下の値	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一一・二 dBm 以下の値	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 八・二 dBm 以下の値	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 二二・二 dBm 以下の値					おける平均電力が (一) 二三・二 dBm 以下の値



(案)

	一以上五未満	下の値
五以上一六〇未満	一六〇以上一六五未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)八・二 dBm 以下の値
一六〇以上一六五未満	一未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)二三・二 dBm 以下の値
一八〇	一以上五未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)八・二 dBm 以下の値

	五以上一八〇未満	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・二dBm以下の値
	一八〇以上一八五未満	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)二三・二dBm以下の値
二〇〇	一未満	任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)二二・二dBm以下の値
	一以上五未満	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)八・二dBm以下の値
	五以上二〇〇未満	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・一dBm以下の値
	二〇〇以上二〇五未満	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅に

	おける平均電力が(一)二三・ 二dBm以下の値
--	----------------------------

注1 隣接する複数の搬送波を一体とみなした場合のチャネル間隔とする。

2 離調周波数は、送信周波数帯域の端(不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。)から不要発射の強度の測定帯域の端(送信周波数帯域に近い端に限る。)までの差の周波数とする。

6 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

ア 空中線端子があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用しない送信装置

次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)

(案)

<p>三〇 MHz 以上一〇〇〇 MHz 未満</p>	<p>任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三 dBm 以下の値</p>
<p>一〇〇〇 MHz 以上一・二・七五 GHz 未満(一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下を除く。</p>	<p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一) 一三 dBm 以下の値</p>
<p>一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下</p>	<p>任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一) 四一 dBm 以下の値</p>
<p>一二・七五 GHz 以上送信周波数帯域の上端の五倍未満</p>	<p>任意の一〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一) 一三 dBm 以下の値</p>

注1 基地局が使用する周波数帯(三・六 GHz を超え四・一 GHz 以下又は四・五 GHz を超え四・九 GHz 以下の周波数をいう。)の端から四〇 MHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。

2 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子において不要発射の強度の許容値を適用する。

3 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、当該複数の搬送波を送信した状態で、全空中線端子の不要発射の総和に対し、この表の許容値を適用する。

(案)

イ 空中線端子があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用する無線設備

全空中線端子の不要発射の総和に対して、アの許容値に  $10\log N$  を加えた値を適用する。

ウ 空中線端子がなく、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用する無線設備

アの許容値に  $9\text{dB}$  を加えた値を適用する。ただし、 $30\text{MHz}$  未満の周波数帯には規定を適用しない。

(2) 陸上移動局の送信装置

次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の $1\text{kHz}$ の帯域幅における平均電力が (一) $36\text{dBm}$ 以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の $1\text{kHz}$ の帯域幅における平均電力が (一) $36\text{dBm}$ 以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満 (七七三 MHz 以上)	任意の $1\text{kHz}$ の帯域幅における平均電力が
八〇三 MHz 以下、八六〇 MHz 以上八九〇 MHz 以下及び九四五 MHz 以上九六〇 MHz 以下を除く。)	(一) $36\text{dBm}$ 以下の値

(案)

<p>七七三 MHz 以上八〇三 MHz 以下、八六〇 MHz 以上八九〇 MHz 以下及び九四五 MHz 以上九六〇 MHz 以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇 dBm 以下の値</p>
<p>一、〇〇〇 MHz 以上一二・七五 GHz 未満 (一、四七五・九 MHz 以上一、五一〇・九 MHz 以下、一、八〇五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下、一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下、二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下及び二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。)</p>	<p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇 dBm 以下の値</p>
<p>一、四七五・九 MHz 以上一、五一〇・九 MHz 以下、一、八〇五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下、二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下及び二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下</p>	<p>任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 四一 dBm 以下の値</p>
<p>一二・七五 GHz 以上送信周波数帯域の上端の五倍未満 (二七 GHz 以上二九・五 GHz 以下を除く)</p>	<p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇 dBm 以下の値</p>

二七 GHz 以上二九・五 GHz 以下

任意の一〇〇 MHz の帯域幅における平均電力が  
(一) 五 dBm 以下の値

注 1 一〇 MHz をチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇 MHz 以上、一五 MHz をチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五 MHz 以上、二〇 MHz をチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五 MHz 以上、四〇 MHz をチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から六五 MHz 以上、五〇 MHz をチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から八〇 MHz 以上、六〇 MHz をチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心から九五 MHz 以上、七〇 MHz をチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一一〇 MHz 以上、八〇 MHz をチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一二五 MHz 以上、九〇 MHz をチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一四〇 MHz 以上、一〇〇 MHz をチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一五五 MHz 以上となる周波数帯に限り、この表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

2 注 1 の規定にかかわらず、隣接する複数の搬送波を同時に送信する送信装置にあつて

は、送信周波数帯域（当該隣接する複数の搬送波の送信周波数帯域を合わせたものとする。）の中心周波数から、同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の合計が一〇〇 MHz の場合は一七〇 MHz 以上、一二〇 MHz の場合は一八五 MHz 以上、一三〇 MHz の場合は二〇〇 MHz 以上、一四〇 MHz の場合は、二一五 MHz 以上、一五〇 MHz の場合は二三〇 MHz 以上、一六〇 MHz の場合は二四五 MHz 以上、一八〇 MHz の場合は二七五 MHz 以上、二〇〇 MHz の場合は三〇五 MHz 以上離れた周波数帯に限り、この表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

3 隣接しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、各搬送波に関するこの表の許容値（複数の搬送波のうち、一の搬送波のチャンネル間隔に応じた注1の周波数帯と他の搬送波のチャンネル間隔に応じた注1の周波数帯が重複する場合にあつては、当該一の搬送波のチャンネル間隔に応じたこの表の許容値又は当該他の搬送波のチャンネル間隔に応じたこの表の許容値のうちいずれか高い方。）を満たすこと。ただし、不要発射の強度の測定帯域が他の搬送波の送信周波数帯域又は帯域外領域と重複する場合にあつては、当該重複する帯域において規定を適用しない。

二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、時分割複信方式を用いて二七 GHz を超え二九・五 GHz 以下の周波数の電波を送



信するものの技術的条件

1 設備規則第四十九条の六の十二第二項第二号口の総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅あたりの各空中線端子における平均電力が、搬送波の電力よりも二五・七デシベル以上低い値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅あたりの平均電力が(一)一〇・三dBm以下の値であること。

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注)	周波数幅 (MHz)
五〇	五〇	四七・五二
一〇〇	一〇〇	九五・〇四
二〇〇	二〇〇	一九〇・〇八
四〇〇	四〇〇	三八〇・一六

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

イ 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置

(ア) 同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数及び最も低い周波数より低い周波数における隣接チャンネル漏えい電力の許容値

複数の搬送波を送信した状態で、同時に送信する搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数及び最も低い周波数より低い周波数における隣接チャンネル漏えい電力については、当該最も高い周波数の搬送波及び最も低い周波数の搬送波のチャンネル間隔に応じたアの許容値を適用する。この場合において、同ア中「搬送波の電力よりも二五・七デシベル以上低い値」とあるのは、当該最も高い周波数の搬送波を適用した場合には「当該最も高い周波数の搬送波の電力よりも二五・七デシベル以上低い値」と、当該最も低い周波数の搬送波を適用した場合には「当該最も低い周波数の搬送波の電力よりも二五・七デシベル以上低い値」とする。

(イ) 同時に送信する複数の搬送波の間の周波数における隣接チャンネル漏えい電力の許容値

次の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔及び同表の二の欄に掲げる間隔周波数に応じ、同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の四の欄の周波数幅あたりの平均電力が同表の五の欄に掲げる隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下の値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一〇・三dBm以下の

(案)

値であること。

二〇〇以上(他の搬合)	二〇〇未満(他の搬)		二〇〇未満(他の搬)		二〇〇未満(他の搬)		チャンネル間隔 (MHz)	隣接チャンネル漏えい電力の許容値
	送波のチャンネル間隔が二〇〇MHz以上の場	送波のチャンネル間隔未満	二〇〇以上四〇〇	二〇〇以上	五〇以上一〇〇未満	一〇〇以上	間隔周波数 (MHz) (注1)	
二〇〇以上(他の搬合)	二〇〇未満(他の搬)		二〇〇未満(他の搬)		二〇〇未満(他の搬)		離調周波数 (MHz)	(注2)
	送波のチャンネル間隔が二〇〇MHz以上の場	送波のチャンネル間隔未満	二〇〇以上	二五	五〇以上	一〇〇以上		
二〇〇以上(他の搬合)	二〇〇未満(他の搬)		二〇〇未満(他の搬)		二〇〇未満(他の搬)		周波数幅 (MHz)	い電力の許容値
	送波のチャンネル間隔が二〇〇MHz以上の場	送波のチャンネル間隔未満	二〇〇以上	二五	五〇以上	一〇〇以上		
(一) 二五・七 dBc	(注4)	(注3)	(注4)	(一) 二五・七 dBc	(一) 二五・七 dBc	(一) 二五・七 dBc	(一) 二五・七 dBc	

送波のチャンネル間隔が二〇〇MHz未満の場合)	未満	二五〇以上	一〇〇	〇八	一九〇・七dBc	〇八	(注3)
-------------------------	----	-------	-----	----	----------	----	------

注1 低い周波数の搬送波の送信周波数帯域の上端から近接する高い周波数の搬送波の送信周波数帯域の下端までの差の周波数をいう。

2 低い周波数の搬送波の送信周波数帯域の上端又は高い周波数の搬送波の送信周波数帯域の下端から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心までの差の周波数をいう。

3 dBcは、隣接チャンネル漏えい電力の搬送波電力(低い周波数の搬送波の電力及び高い周波数の搬送波の電力の和とする。)に対する比をデシベルで表したものとす。

4 dBcは、隣接チャンネル漏えい電力の搬送波電力(低い周波数の搬送波又は高い周波数の搬送波のうち、離調周波数を起点とした周波数が属する搬送波の電力とする。)に対する比をデシベルで表したものとす。

(2) 陸上移動局の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置又は隣接しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置 次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅あたりの平均電力が、搬送波の電力より

(案)

も一〇・七デシベル以上低い値又は(一)三五dBm以下の値であること。

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注)	周波数幅 (MHz)
五〇	五〇	四七・五二
一〇〇	一〇〇	九五・〇四
二〇〇	二〇〇	一九〇・〇八
四〇〇	四〇〇	三八〇・一六

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

イ 隣接する複数の搬送波を同時に送信する送信装置

それぞれの搬送波について、次の表の上欄に掲げる隣接する複数の搬送波を一体と見なした場合のチャンネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅の周波数範囲あたりの平均電力が、隣接する複数の搬送波の電力の総和よりも一〇・七デシベル以上低い値又は(一)三五dBm以下の値であること。

チャンネル間隔 (MHz) (注1)	離調周波数 (MHz) (注2)	周波数幅 (MHz)
四五〇	四五〇	四二七・六八

五〇〇	五〇〇	四七五・二
六〇〇	六〇〇	五七〇・二四
六五〇	六五〇	六一七・七六
八〇〇	八〇〇	七六〇・三二

注1 隣接する複数の搬送波を一体とみなした場合のチャネル間隔とする。

2 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 設備規則第四十九条の六の十二第二項第二号口の総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の相互変調特性は、規定しない。

3 設備規則第四十九条の六の十二第二項第二号口の総務大臣が別に告示する無線局の送信装置のフレーム長は、一〇ミリ秒であることとし、フレームを構成するサブフレーム長は一ミリ秒（一〇サブフレームで一フレーム）であること。また、スロット長は、〇・二五ミリ秒又は〇・一二五ミリ秒のいずれかであること。

4 設備規則別表第二号第12の6(3)オの総務大臣が別に告示する陸上移動局の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いて隣接する複数の搬送波を送信する場合における当該送信された複数の搬送波の全平均電力の九九パーセントが含まれる周波数の幅は、次の表の上欄に掲げ

(案)

るチャンネル間隔に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

四五〇	周波数 (MHz)
五〇〇	四五〇
六〇〇	六〇〇
六五〇	六五〇
八〇〇	八〇〇

5 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許

容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

次の表の上欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

離調周波数	不要発射の強度の許容値
〇・五MHz以上送信周波数帯域幅の一〇%に〇・五MHzを加えた値未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二・三dBm以下の値
送信周波数帯域幅の一〇%に〇・五Mhzを加え	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電

た値以上

力が(一)一三三dBm以下の値

注1 基地局が使用する周波数帯(二七GHzを超え二九・五GHz以下の周波数帯をいう。)の端から一・五GHz未満の周波数帯に限り適用する。

2 離調周波数は、送信周波数帯域の端(不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。)から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

3 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、次のとおりとする。

(1) 同時に送信する搬送波の周波数のうち最も高い周波数及び最も低い周波数より低い周波数における不要発射の許容値については、当該最も高い周波数の搬送波及び最も低い周波数の搬送波に関するこの表の許容値を適用する。

(2) 同時に送信する複数の搬送波の間において、当該搬送波のうち一の搬送波の送信周波数帯域の端から当該一つの搬送波の送信周波数帯域幅の一〇%未満の周波数範囲(当該周波数範囲の上端及び下端の周波数以外に同時に送信する搬送波の送信周波数帯域の周波数を含まないものに限る。)においては、当該周波数範囲に接する各搬送波に関するこの表の許容値の総和を適用し、同時に送信する搬送波の間において、全ての搬送波の送信周波数帯域の端から当該全ての搬送波の送信周波数帯域幅の一〇%以上離れた周波数範囲においては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(



一) 一三 dBm 以下とする。

(2) 陸上移動局の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置又は隣接しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置  
次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

チャンネル間隔(MHz)	離調周波数(MHz) (注1)	不要発射の強度の許容値
五〇	五未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が一・五 dBm 以下の値
	五以上一〇〇未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)六・五 dBm 以下の値
一〇〇	一〇未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が一・五 dBm 以下の値
	一〇以上二〇〇未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二)六・五 dBm 以下の値
二〇〇	二〇未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均

四〇〇	二〇以上四〇〇未満	電力が一・五 dBm 以下の値
	四〇未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)六・五 dBm 以下の値
四〇以上八〇〇未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二)六・五 dBm 以下の値	

注 1 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）

から不要発射の強度の測定帯域の端（送信周波数帯域に近い端に限る。）までの差の周波数とする。

2 隣接しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、次のとおりとする。

(1) 同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数及び最も低い周波数より低い周波数における不要発射の許容値については、当該最も高い周波数の搬送波及び最も低い周波数の搬送波に応じたこの表の許容値を満たすこと。

- (2) 同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、各搬送波に関するこの表の許容値（複数の搬送波のうち、一の搬送波の不要発射の強度の測定帯域と他の搬送波の不要発射の強度の測定帯域が重複する場合にあつては、当該一の搬送波に応じたこの表の許容値又は当該他の搬送波に応じたこの表の許容値）を満たすこと。ただし、不要発射の強度の測定帯域が他の搬送波の送信周波数帯域と重複する場合にあつては、当該重複する帯域において規定を適用しない。

イ 隣接する複数の搬送波を同時に送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に及び、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

チャンネル間隔(MHz)	離調周波数(MHz) (注)	不要発射の強度の許容値
四五〇	四五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が一・五dBm以下の値
	四五以上九〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)六・五dBm以下の値
五〇〇	五〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均

(案)

		八〇〇		六五〇		六〇〇			
	八〇以上一、六〇〇未満	八〇未満	六五以上一、三〇〇未満	六五未満	六〇以上一、二〇〇未満	六〇未満	五〇MHz以上一、〇〇〇未満		
	電力が(一)六・五dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が一・五dBm以下の値	電力が(一)六・五dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が一・五dBm以下の値	電力が(一)六・五dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が一・五dBm以下の値	電力が(一)六・五dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が一・五dBm以下の値	電力が一・五dBm以下の値

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端(不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。)

から不要発射の強度の測定帯域の端（送信周波数帯域に近い端に限る。）までの差の周波数とする。

6 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

周波数帯 (MHz)	不要発射の強度の許容値
三〇以上一、〇〇〇未満	任意の一〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三 dBm以下の値
一、〇〇〇以上搬送波の上端の周波数の二倍未満	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三 dBm以下の値

注1 基地局が使用する周波数帯（二七 GHzを超え二九・五 GHz以下の周波数帯をいう。以下この項において同じ。）の端から一・五 GHz以上離れた周波数帯に限り適用する。

2 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、当該複数の搬送波を送信した状態で、全空中線端子の不要発射の総和に対し、この表の許容値を適用する。

(2) 陸上移動局の送信装置

次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

周波数帯 (GHz)	不要発射の強度の許容値
六以上一二・七五未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇 dBm 以下の値
一二・七五以上搬送波の上端の周波数の二倍未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三 dBm 以下の値

注1 五〇 MHz をチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一  
 二五 MHz 以上、一〇〇 MHz をチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二五〇 MHz 以上、二〇〇 MHz をチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から五〇〇 MHz 以上、四〇〇 MHz をチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一、〇〇〇 MHz 以上となる周波数帯に限り、この表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

2 注1の規定にかかわらず、隣接する複数の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、送信周波数帯域（当該隣接する複数の搬送波の送信周波数帯域を合わせたものとする

る。)の中心周波数から、同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の合計が四五〇MHzの場合は一、一二五MHz以上、五〇〇MHzの場合は一、二五〇MHz以上、六〇〇MHzの場合は一、五〇〇MHz以上、六五〇MHzの場合は一、六二五MHz以上、八〇〇MHzの場合は二、〇〇〇MHz以上離れた周波数帯に限り、この表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

3 隣接しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、各搬送波に関するこの表の許容値(複数の搬送波のうち、一の搬送波のチャンネル間隔に応じた注1の周波数帯と他の搬送波のチャンネル間隔に応じたこの周波数範囲が重複する場合にあつては、当該一の搬送波のチャンネル間隔に応じたこの表の許容値又は当該他の搬送波のチャンネル間隔に応じたこの表の許容値のうちいずれか高い方)を満たすこと。ただし、不要発射の強度の測定帯域が他の搬送波の送信周波数帯域又は帯域外領域と重複する場合にあつては、当該重複する帯域において規定を適用しない。